

第6回砂川市協働のまちづくり指針策定協議会 議事録

日 時：平成25年3月22日（金） 15時00分から15時40分

場 所：砂川市役所 本庁舎3階 中会議室

出席者：

【協議会委員（会長、副会長、その他委員五十音順）】

会長 水島孝嗣、副会長 高村雄渾、澤田幸三、住亮太郎、其田勝則、坪江利香、
広瀬美智子、堀江和美、皆上泰信

欠席者：吉田和枝

【砂川市関係者】

総務部長 湯浅克己、経済部長 栗井久司、建設部長 金田芳一、教育次長 森下敏彦
消防長 佐々木薫

【事務局】

まちづくり協働課長 近藤恭史、まちづくり協働課まちづくり協働係長 板垣喬博

1. 開会

事務局：皆様、大変ご苦勞様でございます。

定刻となりましたので、ただいまから、第6回砂川市協働のまちづくり指針策定協議会を開催させていただきます。

はじめに水島会長からご挨拶をお願いいたします。

2. 会長挨拶

会長：こんにちは。

皆様には何かとお忙しい中にも関わらず、ご出席をいただきありがとうございます。
彼岸も過ぎようとしている時期ではございますけれども、昨日は珍しく吹雪で非常に悩まされる1日でした。今日は寒さもかなり緩み、春の訪れを感じさせる季節となってまいりました。

さて、本日は第6回目の協議会となります。

本日の協議会は、パブリックコメントの実施を踏まえて、市長へ提言する「協働のまちづくり指針（案）」を取りまとめる最終段階になりますので、引き続き委員の皆様のご協力を得ながら、協議を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局：ありがとうございました。引き続き、議事に移りたいと思います。

本日の会議につきましては、吉田委員が都合によりご欠席されております。また、

皆上委員が所用のため、30分ほど遅れて来られるところのご連絡を受けているところでございます。なお、委員の半数以上の出席をいただいておりますので、会議は成立しておりますことを報告いたします。

なお、市側につきまして、本日、高橋市民部長、小俣市立病院事務局長が都合により欠席しておりますことをご了承願います。

では、これからの会議の進行につきましては、水島会長にお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

3. 議事

会 長 : それでは、議事に入ります。

(1)の協議事項ですが、①の「砂川市協働のまちづくり指針(案)について」事務局から説明をお願いいたします。

(1) 協議事項

①「砂川市協働のまちづくり指針(案)」について

事 務 局 : 協議事項①砂川市協働のまちづくり指針(案)についてご説明いたします。

これからご説明いたします資料1の「砂川市協働のまちづくり指針(案)」と資料2の「砂川市協働のまちづくり指針(案)のまとめ(第5回策定協議会意見による修正)」につきましては、パブリックコメントを実施する前の2月13日に、委員の皆さんにお配りいたしました資料と同様の内容のものでございます。

前回、第5回指針策定協議会につきましては、1月31日に開催いたしました。協議事項として、協働のまちづくり指針の素案の修正と、「5 協働を進めるための施策展開」の各項目の説明や主な取り組みを示した、たたき台について、ご協議をいただいたところであります。

指針素案の修正及びたたき台につきまして、それぞれ委員の皆さんより、ご意見をいただいたところであり、その内容を踏まえて修正を行い、まとめたものが資料1の指針(案)でありまして、本日の資料では添付を省略させていただいておりますが、これに全14ページの協働事例の一覧を参考資料として添付して、2月15日からパブリックコメントを募集したところであります。

それでは、改めて修正箇所につきまして、資料2と併せて一括して説明させていただきます。

はじめに資料1の7ページをご覧ください。協働の定義のページになります。

こちらにつきましては、資料2では1ページになります。一番最初の(1)協働の定義の修正の理由ところに記載しておりますとおり、市民、町内会、ボランティア団体、NPO法人、企業・事業者(以下総称して市民とする)を表記することで、逆に次ページ以降に出てくる各項目における「市民」の意味が、「市民個人」なのか「総称した市民」なのか分かりにくくなってしまうところのご意見をいただいたことから、(以下

総称して市民とする)は削除し、ページ下に「個人」を意味する「市民」の場合は、アスタリスクを付けた「市民*」と表記し、個人をはじめ、町内会、ボランティア団体、NPO法人、企業・事業者等の団体や組織も含めた広い意味での「市民」を意味する場合は「市民」と表記する旨の用語解説を載せるように修正したところでございます。

指針の中で、市民個人を意味する「市民」という表記は圧倒的に少ないことから、アスタリスクを付けることとしたところであり、9ページ、13ページ、14ページ、16ページの一部で使用しております。

続きまして、資料1の8ページをご覧ください。協働の原則のページになります。

こちらにつきましては、資料2では1ページの下(2)協働の原則の修正の理由ところに記載しておりますとおり、協働の原則の「②信頼関係を築く」の説明文において、「相手の特性(長所・短所)を理解し」の「相手」が誰かを分かりやすくすべきとのご意見をいただいたことから、「協働を行う」という文章を追加したところでございます。

続きまして、資料1の9ページをご覧ください。協働の担い手のページになります。

こちらにつきましては、協働のまちづくりのイメージ図のところ、6つの協働の原則を自主性・主体性の尊重、信頼、対等、情報公開、目的共有、役割分担と簡素化して表記をしておりましたが、協働の担い手である三者が力を合わせる共通した考えや取り組みとして、「協働の原則」があることを分かりやすく表記すべきとのご意見をいただいたことから、「協働の原則」という表記と①～⑥まで6つの原則を簡素化せず、そのまま表記するように修正したところでございます。

続きまして、資料1の10ページをご覧ください。協働の形態のページになります。

こちらにつきましては、資料2では3ページ中段の修正の理由ところに記載しておりますとおり、指針全体を通して、「市民と市」と「市と市民」という表記が混在しているため、統一した方が良いのではないかというご意見をいただいたことから、確認を行ったところ、資料2の3ページの下段に記載のとおり、指針全体を通して、(4)協働の形態の説明以外は、「市民と市」という表記に統一されておりました。(4)協働の形態の説明を「市と市民」から「市民と市」に置き換えても内容的に問題がないことから、指針全体を通して表記を統一するため、「市民と市」に修正したところでございます。協働の形態の説明文、形態の①共催、③実行委員会、運営協議会、⑥情報・意見交換、⑩協力、連携の5箇所を修正しております。

また、協働の形態の④委員会、審議会、協議会の説明の「事業や計画の検討について」とありますが、誰が行うものかを特定し、分かりやすくするため、「市が行う」という文章を追加したところでございます。

続きまして、資料1の18ページをご覧ください。5協働を進めるための施策展開の(1)啓発活動の推進の「③市の広報活動の充実」のページになります。

こちらにつきましては、資料2では4ページの上段の修正の理由のところに記載し

ておりますとおり、説明の中で「市の広報紙やホームページのほか、あらゆる機会を通して」とありますが、「あらゆる機会」だと全ての機会と誤解される恐れがあることから、協議会での議論では、「いろいろな機会」に修正した方が良いということになりましたが、修正にあたっては、指針全体の中では同様の意味として「様々な」という表記を使用していることから、「様々な」の表記で統一することとしたところでございます。

また、資料1の12ページ(6)協働の領域(範囲)をご覧ください。と思えます。

1行目の説明文においても「いろいろな」という表記がございましたので、同様の理由から併せて修正をしております。

続きまして、資料1の19ページをご覧ください。(2)人材育成の推進の③のページになります。

こちらにつきましては、資料2では4ページの下段の修正の理由のところに記載しておりますとおり、市職員の「意識改革」だと今は何もできていないというイメージになるため、「改革」ではなく「向上」という表記が望ましいとのご意見をいただいたことから、「向上」という表記に修正したところでございます。

続きまして、資料1の22ページをご覧ください。6協働のまちづくりの実践に向けてのページになります。

こちらにつきましては、資料2では5ページ上段の修正の理由のところに記載しておりますとおり、「協働意識の高まりや取り組みの定着を踏まえ」とあるが、条例は、協働意識の高まりや取り組みが定着してから制定するものではなく、定着させるためのきっかけとなるものでもあるとのご意見をいただいたことから、「協働意識の高まりや取り組みの状況を踏まえながら」という表記に修正したところでございます。

続きまして、修正箇所の最後になりますが、資料1の5ページをご覧ください。協働が必要とされる背景のページになります。

こちらにつきましては、先程、資料1の7ページの市民の表記について下段に用語解説を載せるように修正をしたことから、5ページ一番上の「行政」という言葉にも※をつけ、下段に用語解説を載せるように修正をいたしました。

また、5ページ最後のまとめの文章につきましても、本指針の中では、「市側、市民、民間側」という表記を使用していないことから、次ページ以降の各項目での表記との整合性を図るため文章を修正しました。

ここでの協働が必要とされる背景につきましては、全国的な観点から、「◆行政側から見た協働の要因」、「◆住民、民間側から見た協働の要因」を挙げていることから、そのまま「行政側も住民、民間側」という表記を使用して、「このように、現在は、行政側も住民、民間側もお互いに協力し合って、活動していこうという時代を迎えているといえます。」と全国的な傾向をまとめることとし、その上で「これらの状況は、砂川市においても同様であるといえます。」という文章に修正したところでございます。

以上が、パブリックコメントを実施するにあたり、指針(案)を取りまとめた際に、

修正を加えた内容になります。

最後にもう一点、指針（案）のページの振り方についてであります。お手元の資料1では表紙が1ページ、その裏面が2ページ、目次が3ページ、以下連番となっておりますが、市長に提言する際の最終的な指針（案）につきましては、表紙の次に目次が来て、目次以降のページから1ページ、2ページとページを振っていく形とし、次回、第7回目の協議会において、お示しいたしますので、ご確認いただければと考えているところでございます。

協議事項の①につきましては以上でございます。

会 長 : ただいま、事務局から、パブリックコメントを実施するにあたり、前回の協議会での委員の皆さんの意見を踏まえて修正した指針（案）について説明がありました。

この内容につきましては、パブリックコメントを募集する前に、事務局より委員の皆さんに資料が配布されております。特にご意見等もなかったことから、この内容で指針（案）としてパブリックコメントも募集されておりますが、改めて確認の意味で事務局から修正した内容について説明がありました。

全体を通して、特に委員の皆さんからご意見・ご質問等がなければ、これをもって指針（案）として確認をしていくことになっていきますがいかがでしょうか。

委員各位 : これでもいいと思います。

会 長 : これでもよろしいということでございますので、この内容をもって指針（案）とすることで、委員の皆さんのご承認をいただきたいと思いますが、皆さんよろしいでしょうか。

委員各位 : はい。

会 長 : それでは、了承していただいたということで次に進めさせていただきます。

協議事項の②「パブリックコメントの募集結果について」事務局から説明をお願いいたします。

②パブリックコメントの募集結果について

事務局 : 協議事項の②パブリックコメントの募集結果についてご説明いたします。

資料3をご覧くださいと思います。

この間の協働のまちづくり指針策定協議会での協議を踏まえまして、協働のまちづくり指針（案）をまとめたことから、2月15日から28日までの期間、指針（案）に対するパブリックコメントを募集いたしました。

広報すながわ2月15日号及び市ホームページでパブリックコメントの募集について

周知を図り、FAX、Eメールのほか、市役所、公民館、地域交流センター、南地区・北地区コミュニティーセンターに意見箱を設置し応募を受け付けたところでございます。

5の募集結果に記載のとおり、50代の女性の方から1件、意見が寄せられたところでございます。

資料の2ページをご覧くださいと思います。

いただいた意見につきましては、指針（案）の18ページから21ページの「5 協働を進めるための施策展開」に関連するものでありまして、内容についてはここに記載のとおりであります。読み上げたいと思います。

協働事業の現状を見ると多種多様な形態と分野があることが分かりました。ただ、複数の事業を実施している団体や事業名で推測すると趣旨はあまり変わらないと推測される事業も少なく無いように感じます。また、市内で実施されている活動の紹介があっても、市民が単独で個別に連携することはなかなか難しいと考えられるので、市は個別の事業で別々に協働するだけでなく、市内で特色ある活動をしている市民や団体を結びつけ連携させる「ハブ」の役割を担うと、より効率の良い協働の環境が構築できるのではないかと感じました。

具体的には市内で活動している市民や団体をマッチングする総合窓口を市役所に設置し、市民や団体に対して砂川市内でどんな活動が行われているのか情報提供を行うと共に、市民活動に関する相談に対応したり、活動に参加を希望する市民を関係する市民や団体に繋いでいく等、民間同士の力を効率よく連携させる「ハブ機能」も市内の情報が集まりフラットな立場の市だからできる協働ではないかと思えます。という意見でございます。

資料の3ページになります。パブリックコメント整理簿をご覧くださいと思います。

いただいた意見に対します市の考え方につきまして、庁内の指針策定委員会の中で協議を行い、まとめたところでございます。

整理簿の中段に記載しておりますが、その内容についてご説明いたします。

市が市民と団体を結びつけ連携させるハブの役割を担っていくことの必要性としてご提案いただきました、市役所の相談窓口の設置、市民や団体に対する相談対応や連携させることにつきましては、「5 協働を進めるための施策展開」において、「(4) 体制づくりと支援策の推進」の「①市の連携体制の構築」、「②地域課題の解決を図る協働の仕組みづくり」の中で、協働に関する窓口を明確化することにより、相談の対応をはじめ、町内会、市民活動団体、企業等の各主体が特性を活かしながら、地域課題を解決していくための方策や地域コミュニティの形成につながるよう、情報交換や交流の場を設置するなど、市民の力が結集できる仕組みづくりや市民活動が活発に行うことができるよう取り組みを進めていきたいと考えています。

また、情報提供のあり方につきましては、「(1) 啓発活動の推進」の「②市民活動の普及啓発と市民参加の促進」、「(3) 市民と市の相互理解の推進」の「①情報の積極的な公開と共有化」の中で、市民の皆さんに対して、市民活動の紹介や参加案内、ま

ちづくりに関連する情報等を積極的に分かりやすく提供し、市民活動団体の活動状況などの共有化が図れるようにしていきたいと考えています。

このように市は、「4 市民と市の役割」のとおり、その役割をしっかりと果たしていくとともに、いただいたご意見を参考にしながら、協働を行いやすい環境づくりを進めていきたいと考えています。という考え方でございます。

今後、いただいた意見と、意見に対します市の考え方について、広報すながわ及び市のホームページで公表をしていくこととなります。

公表にあたりましては、応募者の氏名、性別、年齢は公表しないこととしております。なお、いただいた意見の掲載の仕方につきましては、建設的な意見でもあり、内容や文章の流れを考えますとなかなか要約するのも難しいことから、原文をそのまま掲載したいと考えております。

また、いただいた意見は否定的、批判的なものではなく、指針に沿ってより良い協働の環境を構築していただきたいという趣旨の意見であり、指針（案）の修正を求めるものでもございませんでした。表現の違いはありますが、今ほど考え方の中でご説明したとおり、「協働を進める施策展開」の各項目を具現化していく中で、いただいた意見のようなことにも対応していく考えでおりますので、意見を受けての指針（案）の修正は行わないことにしたいと事務局としては考えているところでございます。

なお、結果につきましては、4/15号の広報すながわ及び市のホームページにおいて公表していきたいと考えております。

この意見の取り扱い、指針（案）の修正の必要性につきまして、ご協議をいただければと考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

協議事項②につきましては、以上でございます。

会 長 : ただいま、事務局から、指針（案）に対し寄せられた意見と、意見に対する市の考え方について説明がありました。建設的な意見であり、指針（案）の修正を求めるものではないことから、修正は行わないとのことでしたが、この内容についてご意見・ご質問等ございませんでしょうか。

委員各位 : ありません。

会 長 : 無いようでございますので、事務局からの説明のとおりということでよろしいでしょうか。

委員各位 : はい。

会 長 : それでは、次に進みます。

協議事項の③の「砂川市協働のまちづくり指針 提言書について」ですが、これにつきましては、私の方から皆さんにご提案をさせていただきたいと思っております。

委員の皆さんのご協力により、本日の協議をもって、指針（案）を取りまとめることができました。

昨年5月の第1回目の指針策定協議会の際に確認されておりますが、私ども指針策定協議会は、協働のまちづくり指針の策定に関し、必要な事項について調査審議を行い、その結果を市長へ提言することを目的に設置されておりますので、次回、最後の協議会において、市長に指針（案）を提言する際の「提言（案）」について、私からご提案いたしますので、内容についてご協議をいただければと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

③「砂川市協働のまちづくり指針」提言書について

会 長 : それでは、資料4をご覧ください。

私たち「砂川市協働のまちづくり指針策定協議会」の委員10名は、砂川市における協働のまちづくりのあり方や方向性を示す指針の策定に向けて、平成24年5月24日よりこれまで7回の会議を開催し、多くの意見を交わしながら協議を重ねてまいりました。

会議では、指針策定の協議を行うにあたり、まず、はじめに、本市の協働の現状についての調査や札幌学院大学の河西邦人教授を講師として開催された市民講演会において、協働のまちづくりの基本を学ぶとともに、講演後に講師との情報交換を行うなど、協働の状況把握や研究を踏まえて、本市にふさわしい協働のまちづくりについて、市民そして市、双方の視点から探ってまいりました。

また、策定過程において、市民説明会の開催やアンケートの実施のほか、パブリックコメントの募集も行われ、広く市民の皆様よりご意見、ご提言を頂戴してまいりました。

本日提言いたします「砂川市協働のまちづくり指針（案）」は、これらの取り組みから協議を重ね、その結果を取りまとめたものであり、まさに、市民と市との協働によってまとめたものであります。

本指針では、協働の基本的な事項として「協働の定義」、「協働の原則」、「協働の担い手」などを定めた中で、「市民と市の役割」、「協働を進めるための施策展開」について、考え方を表しており、協働のまちづくりをみんなで進めていこうという強い願いが込められています。

このことから、市におかれましては、指針案に基づいた協働のまちづくりを積極的に推進して、全ての市民が住みよいまちと実感できるような取り組みを進めていただくことを希望いたします。また、市民の皆様におかれましても、より良いまちづくりを進めていくためには、自分たちに何ができるのかを考えながら、市と共に歩いていくことはもとより、市民と市民の協働にも取り組んでいくことが大切でありますので、協働の理解を深めて取り組みを広げていただきますようお願いいたします。

最後に、この指針案が十分に活かされ、本市のめざす都市像である「安心して心豊かにいきいき輝くまち」の実現に向けて、協働のまちづくりの活性化に大いなる貢献をすることを期待し、提言とさせていただきます。

会 長 : このような提言書でございますけれども、この内容について皆さんから何かご意見等ございましたらお伺いしたいと思います。

委 員 : 提言(案)について提案がありましたけれども、中段のところで「砂川市協働のまちづくり指針(案)」となっております、最後から3行目にも「指針案」と出てきますが、先ほど委員の皆さんが「異議ありません」と言った段階で、これは「案」ではなくて、指針そのものということではないのですか。これから修正を加えるのであれば「案」ということもあり得ると思うのですけれども。これから修正を加えるということはないわけですよね。「案」という部分を取っていいのかどうなのか。

事務局 : 今回、この協議会におきましては、指針の(案)を提言していただき、それを受けて、市長がその案を具現化させて、指針として定めていくという形になりますので、協議会での議論としては、こういうものをお願いしますという形になりますことから、ここでは「案」ということになります。

委 員 : 了解しました。

委 員 : 中段の「砂川市協働のまちづくり指針(案)」のところに(以下「指針案」とする)と書いた方がいいのかもしれないですね。その後に出てくる「指針案」というのが何を指しているのか分かりやすくなると思いますが。

事務局 : そのように文章上は追加させていただいて、市長に提言していただくときにはカッコ内は読み上げないことでよろしいかと思います。

委 員 : はい。わかりました。

会 長 : 他に何かございませんでしょうか。

無ければ、この内容で、指針策定協議会として市長へ提言をしていくということでよろしいでしょうか。

委員各位 : はい。

会 長 : そういうことにさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、これで全ての議事が終了したことになります。全体を通して、皆さんから何かございませんでしょうか。

委員各位 : ありません。

4. その他

会 長 : それでは、最後にその他になりますけれども、事務局からお願いいたします。

事 務 局 : 協議会の皆様におかれましては、昨年5月24日より、この協議会を設置していただきまして、10名の市民委員の皆様には指針の策定に向けて協議を行っていただきました。大変ご苦労いただきましてありがとうございます。

次回、7回目がこの協議会の最後の会議となります。次回につきましては、既にご連絡は差し上げておりますけれども、再確認をさせていただきたいと思いますが、来週3月28日、木曜日になります。時間につきましては、今までは3時からの設定でございましたけれども、次回につきましては午後1時30分からの会議ということになります。

この会議におきましては、今回、指針（案）の最後のまとめをしていただきましたけれども、市長に提言していただく指針（案）という形で、最終的に整理したものを事務局の方からご提示させていただきまして、その内容、さらには今ほど水島会長の方から提言文の内容についてもご確認をしていただきました。こちらの提言書につきましても最終確認をしていただく会議をこちらの中会議室でさせていただきます。お時間はそんなにかからないと思います。最終確認をしていただき、こちらの会議を閉会した後、この提言書をもって2階の市長室の方に移動いたしまして、水島会長が代表して市長に提言をしていただくという運びになっております。

当日は、会長から提言をしていただき、それに対して市長からご挨拶を受ける予定であります。また、市長と懇談する時間を若干設けておりますので、今までご協議をいただいた経過等を含めて市長とご懇談させていただきたいと思っております。

なお、提言後はこちらの指針（案）を市の方で指針という形で策定いたします。指針書につきましては、4月下旬には公表できるようにしたいと考えております。

また、指針書につきましては、全部で200部作成する予定でおります。また、ダイジェスト版を9,000部作成いたしまして5月1日号の広報すながわで砂川市の全世帯に配布をしたいと考えております。

次回が最後となりますので、3月28日、どうぞよろしくをお願いいたします。以上でございます。

会 長 : 次回、第7回目の協議会の日程についてですが、3月28日（木）午後1時30分からということになります。これが最後の協議会であり、市長へ提言する場にもなりますので、委員の皆さんの全員の出席をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、これをもって本日の協議会を終了いたします。本日は大変ご苦労様でした。

5. 閉 会 (15時40分)